第四十二条第二項中「第十条第一項第三号又は第十六条第一項第三号」を「第十条第一項第四号又は第十六条第一項第四号」に改め、同条第六項中「第四十一条第三項」を「第四十一条第四項」に、「第四十一条第四項」を「第四十一条第五項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第四十一条第三項」を「第四十一条第四項」に、「第四十一条第四項」を「第四十一条第五項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項から第三項までの規定は、第百八条第一項の規定により指定された適格電気通信事業者について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「第四十一条第一項」とあるのは「第四十一条第三項」と、同項中「同条第一項」とあるのは「同条第三項」と読み替えるものとする。

第四十三条第二項中「又は第四項」を「、第三項又は第五項」に改める。

第四十四条第一項中「、第二項若しくは第四項」を「から第五項まで（第四項を除く。）」に改め、「第四十一条の二」の下に「のいずれか」を加え、同条第四項中「第四十一条第三項」を「第四十一条第四項」に改める。

第四十四条の三第三項及び第四十五条第三項中「第四十一条第三項」を「第四十一条第四項」に改める。

第五十条の三第一号中「法律又は」を「法律、」に改め、「電波法」の下に「又はこれらに相当する外国の法令」を、「の刑」の下に「（これに相当する外国の法令による刑を含む。）」を加え、同条第二号中「経過しない者」の下に「又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者」を加え、同条に次の一号を加える。

四　外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者

第五十条の六第二項中「第五十条の三」の下に「（第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）」を加える。

第五十条の九第三号中「第五十条の三第一号又は第三号」を「第五十条の三各号（第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれか」に改める。

第百八条第五項に次の一号を加える。

三　第四十三条第二項において準用する同条第一項の規定による命令又は処分（第四十一条第三項に規定する電気通信設備に係る命令又は処分に限る。）に違反したとき。

第百十八条第一号中「法律又は」を「法律、」に改め、「電波法」の下に「又はこれらに相当する外国の法令」を、「の刑」の下に「（これに相当する外国の法令による刑を含む。）」を加え、同条に次の一号を加える。

四　外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者

第百二十二条第三項中「第百十八条第一号及び第三号並びに」を「第百十八条（第二号を除く。）及び」に改める。

第百二十六条第一項第一号中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改める。

第百六十七条の二を第百六十七条の三とし、第百六十七条の次に次の一条を加える。

（法令等違反行為を行つた者の氏名等の公表）

第百六十七条の二　総務大臣は、電気通信役務の利用者の利益を保護し、又はその円滑な提供を確保するため必要かつ適当であると認めるときは、総務省令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この条において「法令等違反行為」という。）を行つた者の氏名又は名称その他法令等違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又は電気通信事業の運営を適正かつ合理的なものとするために必要な事項を公表することができる。

第百六十九条第二号中「第四十一条第三項」を「第四十一条第四項」に改め、同条第四号中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

第百八十六条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十条第一項第二号又は第三号」を「第十条第一項第三号又は第四号」に、「変更した者」を「変更したとき。」に改め、同条第二号中「提供した者」を「提供したとき。」に改め、同条第三号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第四号中「廃止した者」を「廃止したとき。」に改め、同条第五号及び第六号中「選任しなかつた者」を「選任しなかつたとき。」に改め、同条第七号中「使用した者」を「使用したとき。」に改め、同条第八号中「変更した者」を「変更したとき。」に改める。

第百八十八条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「及び第五項」を「から第六項まで」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二号中「しなかつた者」を「しなかつたとき。」に改め、同条第三号中「した者」を「したとき。」に改め、同条第四号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第五号中「交付した者」を「交付したとき。」に改め、同条第六号中「した者」を「したとき。」に改め、同条第七号及び第八号中「公表しなかつた者」を「公表しなかつたとき。」に改め、同条第九号中「した者」を「したとき。」に改め、同条第十号及び第十一号中「保存しなかつた者」を「保存しなかつたとき。」に改め、同条第十二号から第十四号までの規定中「した者」を「したとき。」に改め、同条第十五号中「用いた者」を「用いたとき。」に改め、同条第十六号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第十七号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同条第十八号中「違反した者」を「違反したとき。」に改める。

（日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正）

第三条　日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「区域。以下」の下に「この号及び次項第二号において」を加え、「他の電気通信事業者の設備を介することなく」を削り、「ことのできる電気通信設備を設置して行う」を「電気通信役務を提供する」に改め、「いう。以下」の下に「この条及び第二十三条第二号において」を加え、同条第四項第一号中「に掲げるもの」を「の業務」に改め、同項第二号中「前項第一号」の下に「の規定」を、「された都道府県の区域」の下に「（次項において「目的業務区域」という。）」を加え、同条第五項中「前二項」を「第三項及び第四項」に、「に規定する業務」を「の業務」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　地域電気通信業務は、地域会社が自ら設置する電気通信設備を用いて行わなければならない。ただし、電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合であつて、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

第四条第二項中「第二十三条第三号」を「第二十三条第四号」に改める。

第二十三条第一号中「第五項」を「第六項」に改め、同条中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号中「第二条」の下に「（第五項を除く。）」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第二条第五項の規定に違反して、地域電気通信業務を行つたとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定並びに次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　総務大臣は、この法律の施行の日前においても、第二条の規定による改正後の電気通信事業法（次条において「新事業法」という。）第四十一条第三項の規定による総務省令の制定又は改廃のために、第二条の規定による改正前の電気通信事業法第百六十九条の政令で定める審議会等に諮問することができる。